

お知らせ（器）005

令和2年8月31日

特定器材マスターの改定について

下記のとおり、特定器材マスターの改定についてお知らせします。

記

- 1 令和2年8月31日付け厚生労働省告示第304号に基づく新規特定器材コードの設定（変更区分「3」：23コード）（別紙）
※令和2年9月1日から適用のため、令和2年9月診療分以前の電子レセプトに使用することのないようご留意願います。
- 2 同号に基づく材料価格変更については、令和2年10月1日から適用のため、当該材料価格基準に係る特定器材マスターの公表は、令和2年9月を予定しています。

別紙_特定器材マスター登録内容の一部変更（令和2年9月1日適用）

別表番号	区分番号	特定器材コード	特定器材名・規格名	金額種別	金額	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
01	015	710011086	人工鼻材料（人工鼻・標準型）	1	492	3		新設		
01	015	710011087	人工鼻材料（人工鼻・特殊型）	1	1,000	3		新設		
01	015	710011088	人工鼻材料（接続用材料・シール型）	1	675	3		新設		
01	015	710011089	人工鼻材料（接続用材料・チューブ型）	1	17,800	3		新設		
01	015	710011090	人工鼻材料（接続用材料・ボタン型）	1	22,100	3		新設		
01	015	710011091	人工鼻材料（呼気弁）	1	51,100	3		新設		
02	058	710011092	人工膝関節用材（大腿骨側材・片側置換用（間）・手術支援機器専用）	1	157,000	3		新設		
02	058	710011093	人工膝関節用材（脛骨側材・片側置換用（間）・標準型）	1	105,000	3		新設		
02	058	710011094	人工膝関節用材（脛骨側材・片側置換用（間）・手術支援機器専用）	1	118,000	3		新設		
02	133	710011095	頸動脈用ステントセット（標準型）	1	172,000	3		新設		
02	133	710011096	頸動脈用ステントセット（特殊型）	1	180,000	3		新設		
02	133	710011097	頸動脈用ステントセット（特殊型）・指定番号	1	184,000	3		新設		承認番号「30100BZX00251000」を付与された材料は、令和4年8月31日までの間この金額となります。
02	144	710011098	両室ペーシング機能付き植込型除細動器（単極又は双極・抗頻拍）	1	4,440,000	3		新設		
02	144	710011099	両室ペーシング機能付き植込型除細動器（単極又は双極・長期留置型）	1	3,780,000	3		新設		
02	144	710011100	両室ペーシング機能付き植込型除細動器（4極用・抗頻拍）	1	4,750,000	3		新設		
02	144	710011101	両室ペーシング機能付き植込型除細動器（4極用・長期留置型）	1	4,190,000	3		新設		
02	146	710011102	大動脈用ステントグラフト（腹部大動脈用・メイン部分・ポリマー）	1	1,430,000	3		新設		
02	207	710011103	人工鼻材料（人工鼻・標準型）	1	492	3		新設		
02	207	710011104	人工鼻材料（人工鼻・特殊型）	1	1,000	3		新設		
02	207	710011105	人工鼻材料（接続用材料・シール型）	1	675	3		新設		
02	207	710011106	人工鼻材料（接続用材料・チューブ型）	1	17,800	3		新設		
02	207	710011107	人工鼻材料（接続用材料・ボタン型）	1	22,100	3		新設		
06	58	710011108	CAD/CAM冠用材料（4）	1	5,760	3		新設		